

消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

○	行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（第二条）	1
○	行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十七号）（第三条）	3
○	公正取引委員会事務局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）（第四条）	6
○	消費者政策会議令（昭和四十三年政令第二百四十九号）（第五条）	10
○	内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第六条）	11
○	内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）（第七条）	23
○	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第八条）	25
○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第九条）	28
○	農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（第十条）	29
○	消費経済審議会令（平成八年政令第五百二十二号）（第十一条）	37
○	経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（第十二条）	38
○	食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令（昭和二十三年政令第八十四号）（第十三条）	40
○	食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（第十四条）	41
○	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）（第十五条）	42
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第十六条）	46
○	旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（第十七条）	48
○	割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）（第十八条）	49
○	家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）（第十九条）	53
○	消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）（第二十条）	56
○	特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第二十一条）	60
○	貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）（第二十二条）	65
○	特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）（第二十三条）	66
○	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）（第二十四条）	67

○	消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第七号）（第二十五条）	68
○	健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）（第二十六条）	69
○	特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第一百七十七号）（第二十七条）	71
○	割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第一百十八号）（第二十八条）	74
○	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（第二十九条）	85
○	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第三十条）	86
○	国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百号）（第三十一条）	87
○	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第三十二条）	89
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第三十三条）	91
○	貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十九号）（附則第三項）	94

改 正 案

現

行

第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
内閣府	一三、四九七人	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。
総務省	五、四二五人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
法務省	五二、二九七人	一 うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。 二 うち、一一、七三五人は、 検察庁の職員 の定員とする。
厚生労働省	三八、六〇八人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
農林水産省	二〇、八九四人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
経済産業省	八、六二六人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。

区分	定員	備考
内閣府	一三、四二二人	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。
総務省	五、四二八人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
法務省	五二、二九八人	一 うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。 二 うち、一一、七三六人は、 検察庁の職員 の定員とする。
厚生労働省	三八、六一八人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
農林水産省	二〇、九一五人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。
経済産業省	八、六五七人	うち、一人は、特別職の職員 の定員とする。

2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

国土交通省	六一、二二五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇四、四七四人	(略)
区分	定員	備考
公正取引委員会	七七九人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、六六〇人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、一、八九九人は、警察官の定員とする。
金融庁	一、四六二人	
消費者庁	二〇二人	

2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

国土交通省	六一、二二八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇四、四六八人	(略)
区分	定員	備考
公正取引委員会	八二三人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、六六一人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、一、九〇〇人は、警察官の定員とする。
金融庁	一、四六三人	
(新設)		

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

附則 (定員の期間別の特例)		附則 (定員の期間別の特例)	
<p>2 新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p>			
総務省	内閣府	総務省	内閣府
平成二十一年九月三十日までの間	平成二十一年九月三十日までの間	平成二十一年九月三十日までの間	平成二十一年九月三十日までの間
五、二〇四人	一三、四四九人	五、二〇七人	一三、四四九人
うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
五、一七三人	一三、五二五人	五、一七六人	一三、四五〇人
うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。

経済産業省	農林水産省	厚生労働省		(略)	法務省	
		平成二十一年九月三十日までの間	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間		平成二十一年九月三十日までの間	平成二十一年九月三十日までの間
八、七三三人	二〇、九〇〇人	五二、八二二人	五一、四五七人	五二、三二一人	五二、三八三人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、七四九人は、検察庁の職員の定員とする。
うち、一人は、特別	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、七四九人は、検察庁の職員の定員とする。	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、七四九人は、検察庁の職員の定員とする。	

経済産業省	農林水産省	厚生労働省		(略)	法務省	
		平成二十一年九月三十日までの間	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間		平成二十一年九月三十日までの間	平成二十一年九月三十日までの間
八、七六四人	二〇、九二二人	五二、八三二人	五一、四六七人	五二、三二二人	五二、三八四人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、七五〇人は、検察庁の職員の定員とする。
うち、一人は、特別	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、七五〇人は、検察庁の職員の定員とする。	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、七五〇人は、検察庁の職員の定員とする。	

(略)	国土交通省	月三十日までの間	職の職員の定員とする。
	国土交通省	平成二十一年九月三十日までの間	職の職員の定員とする。
	国土交通省	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間	職の職員の定員とする。

3 新令第一条第二項の規定にかかわらず、国家公安委員会の同項に規定する定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

期間	定員	備考
平成二十一年九月三十日までの間	七、六七九人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、一、九〇二人は、警察官の定員とする。

(略)	国土交通省	月三十日までの間	職の職員の定員とする。
	国土交通省	平成二十一年九月三十日までの間	職の職員の定員とする。
	国土交通省	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間	職の職員の定員とする。

3 新令第一条第二項の規定にかかわらず、国家公安委員会の同項に規定する定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

期間	定員	備考
平成二十一年八月三十一日までの間	七、六七九人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、一、九〇二人は、警察官の定員とする。
平成二十一年九月一日から同年九月三十日までの間	七、六八〇人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、一、九〇三人は、警察官の定員とする。

改正案

目次

第一章 内部部局

第一節・第二節（略）

第三節 課の設置等

第一款（略）

第二款 経済取引局（第十一条—第十六条）

第三款 審査局（第十七条—第二十条）

第二章 審判官（第二十一条）

第三章 地方機関（第二十二条）

附則

第一章 内部部局

第一節 官房及び局の設置等

（経済取引局の所掌事務）

第三条 経済取引局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜八（略）

（削る）

九（略）

十 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号

）の規定による認定に関すること。

（削る）

現行

目次

第一章 内部部局

第一節・第二節（略）

第三節 課の設置等

第一款（略）

第二款 経済取引局（第十一条—第十七条）

第三款 審査局（第十八条—第二十一条）

第二章 審判官（第二十二条）

第三章 地方機関（第二十三条）

附則

第一章 内部部局

第一節 官房及び局の設置等

（経済取引局の所掌事務）

第三条 経済取引局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜八（略）

九 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号

）の施行に関すること（官房及び審査局の所掌に属するものを除く

）。

十（略）

（新設）

十一 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の規定による公正

2 取引部においては、前項第三号に掲げる事務のうち事業活動（独占的状態に係るものを除く。）の調査に関するもの、同項第四号に掲げる事務のうち協議（不当品類及び不当表示防止法の規定によるものに限る。）及び届出（持株会社の設立に関するもの並びに会社の合併、共同新設分割、吸収分割及び事業又は事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係るものを除く。）の受理に係るもの並びに同項第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節 特別な職の設置等

（総括審議官及び審議官）

第五条 官房に、総括審議官一人及び審議官一人を置く。

2・3 （略）

第三節 課の設置等

第二款 経済取引局

（経済取引局に置く課）

第十一条 （略）

2 取引部に、次の二課を置く。

取引企画課

企業取引課

（削る）

（調整課の所掌事務）

第十三条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

取引委員会の意見に関すること。

2 取引部においては、前項第三号に掲げる事務のうち事業活動（独占的状态に係るものを除く。）の調査に関するもの、同項第四号に掲げる事務のうち届出（持株会社の設立に関するもの並びに会社の合併、共同新設分割、吸収分割及び事業又は事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係るものを除く。）の受理に係るもの及び同項第六号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節 特別な職の設置等

（総括審議官及び審議官）

第五条 官房に、総括審議官一人及び審議官二人を置く。

2・3 （略）

第三節 課の設置等

第二款 経済取引局

（経済取引局に置く課）

第十一条 （略）

2 取引部に、次の三課を置く。

取引企画課

企業取引課

消費者取引課

（調整課の所掌事務）

第十三条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法律の規定により公正取引委員会が行うこととされている同意、協議、通知の受理又は処分の請求に関すること（取引部の所掌に属するものを除く。）。

（取引企画課の所掌事務）

第十五条 取引企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 不公正な取引方法の指定に関する事（企業取引課の所掌に属するものを除く。）。

四・六 (略)

七 不当景品類及び不当表示防止法の規定による認定及び協議に関する事。

八 (略)

（削る）

第三款 審査局

- 一 (略)
- 二 独占禁止法の規定の適用除外についての定めのある法律の規定により公正取引委員会が行うこととされている同意、協議、通知の受理又は処分の請求に関する事。

（取引企画課の所掌事務）

第十五条 取引企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 不公正な取引方法の指定に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

四・六 (略)

（新設）

七 (略)

（消費者取引課の所掌事務）

第十七条 消費者取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独占禁止法第二条第九項第三号に係る不公正な取引方法（一般消費者を取引の相手方とするものに限る。）の指定に関する事。
- 二 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事（官房及び審査局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 消費者契約法の規定による公正取引委員会の意見に関する事。

第三款 審査局

第十七条、第二十條 (略)

第二章 審判官

第二十一條 (略)

第三章 地方機関

第二十二條 (略)

附則

第一條 (略)

(審査局管理企画課の所掌事務の特例)

第二條 審査局管理企画課は、第十八條各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)附則第二條の規定によりなお従前の例によるものとされた課徴金の納付を命ずる手続に係る課徴金の納付命令及びこれについての事件の審判開始決定に関する事務をつかさどる。

第十八條、第二十一條 (略)

第二章 審判官

第二十二條 (略)

第三章 地方機関

第二十三條 (略)

附則

第一條 (略)

(審査局管理企画課の所掌事務の特例)

第二條 審査局管理企画課は、第十九條各号に掲げる事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)附則第二條の規定によりなお従前の例によるものとされた課徴金の納付を命ずる手続に係る課徴金の納付命令及びこれについての事件の審判開始決定に関する事務をつかさどる。

○ 消費者政策会議令（昭和四十三年政令第二百四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>(庶務)</p> <p>第二条 消費者政策会議の庶務は、消費者庁企画課において処理する。</p>
現 行	<p>(庶務)</p> <p>第二条 消費者政策会議の庶務は、内閣府国民生活局消費者企画課において処理する。</p>

改正案	現行
<p>第一章 内部部局等</p> <p>第一節 大臣官房、政策統括官及び局の設置等（<u>第一条</u>—<u>第六条</u>）</p> <p>第二節 特別な職の設置等（<u>第七条</u>—<u>第九条</u>）</p> <p>第三節 課の設置等</p> <p>第一款 大臣官房（<u>第十条</u>—<u>第十九条</u>）</p> <p>第二款 政策統括官（<u>第二十条</u>）</p> <p>第三款 賞勲局（<u>第二十一条</u>—<u>第二十三条</u>）</p> <p>第四款 男女共同参画局（<u>第二十四条</u>—<u>第二十七条</u>）</p> <p>（削る）</p> <p>第五款 沖縄振興局（<u>第二十八条</u>—<u>第三十条</u>）</p> <p>第二章 審議会等（<u>第三十一条</u>—<u>第三十三条</u>）</p> <p>第三章 施設等機関（<u>第三十四条</u>—<u>第三十六条</u>）</p> <p>第四章 特別の機関（<u>第三十七条</u>—<u>第三十九条</u>）</p> <p>第五章 地方支分部局（<u>第四十条</u>—<u>第四十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房、政策統括官及び局の設置）</p> <p>第一条 本府に、大臣官房、政策統括官七人及び次の三局を置く。</p> <p>賞勲局</p>	<p>第一章 内部部局等</p> <p>第一節 大臣官房、政策統括官及び局の設置等（<u>第一条</u>—<u>第七条</u>）</p> <p>第二節 特別な職の設置等（<u>第八条</u>—<u>第十条</u>）</p> <p>第三節 課の設置等</p> <p>第一款 大臣官房（<u>第十一条</u>—<u>第二十条</u>）</p> <p>第二款 政策統括官（<u>第二十一条</u>）</p> <p>第三款 賞勲局（<u>第二十二条</u>—<u>第二十四条</u>）</p> <p>第四款 男女共同参画局（<u>第二十五条</u>—<u>第二十八条</u>）</p> <p>第五款 国民生活局（<u>第二十九条</u>—<u>第三十四条</u>）</p> <p>第六款 沖縄振興局（<u>第三十五条</u>—<u>第三十七条</u>）</p> <p>第二章 審議会等（<u>第三十八条</u>—<u>第四十条</u>）</p> <p>第三章 施設等機関（<u>第四十一条</u>—<u>第四十三条</u>）</p> <p>第四章 特別の機関（<u>第四十四条</u>—<u>第四十六条</u>）</p> <p>第五章 地方支分部局（<u>第四十七条</u>—<u>第四十九条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房、政策統括官及び局の設置）</p> <p>第一条 本府に、大臣官房、政策統括官七人及び次の四局を置く。</p> <p>賞勲局</p>

男女共同参画局

(削る)

沖縄振興局

(大臣官房の所掌事務)

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二十六 (略)

二 二七 市民活動の促進に関すること。

二八 二八 〇三三三 (略)

三〇 三〇 国会等 (国会等の移転に関する法律 (平成四年法律第九号) 第

一条) に規定するものをいう。第十四条第十号において同じ。) の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

三六 三六 〇四三三 (略)

(政策統括官の職務)

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること (内閣官房が行う内閣法 (昭和二十二年法律第五号) 第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。
イ 一七 (略)

ワ 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する

事項

男女共同参画局

国民生活局

沖縄振興局

(大臣官房の所掌事務)

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二十六 (略)

(新設)

二 二七 〇三三三 (略)

三〇 三〇 国会等 (国会等の移転に関する法律 (平成四年法律第九号) 第

一条) に規定するものをいう。第十五条第七号において同じ。) の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

三五 三五 〇四二二 (略)

(政策統括官の職務)

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること (内閣官房が行う内閣法 (昭和二十二年法律第五号) 第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。
イ 一七 (略)

ワ 食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項

カ 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

ヨ （略）

二 少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 次に掲げる事務

イウ （略）

（削る）

キ 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

（削る）

ク 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

クコ （略）

（新設）

カ （略）

二 少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 次に掲げる事務

イウ （略）

キ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定に関すること。

ク 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

クハ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（新設）

クヘ （略）

第四条 (略)

第五条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。第二十七条第一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

ロ (略)

(削る)

第四条 (略)

第五条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。第二十八条第一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

ロ (略)

(国民生活局の所掌事務)

第六条 国民生活局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 市民活動の促進に関すること。

四 個人情報の保護に関する基本方針（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定するものをいう。第三十一条第二号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

第六条 (略)

一 (略)

二 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方

第七条 (略)

一 (略)

二 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方

針の調整及び当該事業で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八十三号）第一条第一項に規定するものに関する関係行政機関の経費（同条第二項に規定するものを除く。第三節第五款において「特定事業に関する経費」という。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く）。

三〇五（略）

第二節 特別な職の設置等

第七条（略）

（総括審議官、政策評価審議官及び審議官）

第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官及び審議官を置く。

二〇四（略）

5 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十六人とする。

第九条（略）

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

（大臣官房に置く課等）

第十条 大臣官房に、次の七課及び一室並びに厚生管理官一人を置く。

針の調整及び当該事業で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八十三号）第一条第一項に規定するものに関する関係行政機関の経費（同条第二項に規定するものを除く。第三節第六款において「特定事業に関する経費」という。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く）。

三〇五（略）

第二節 特別な職の設置等

第八条（略）

（総括審議官、政策評価審議官及び審議官）

第九条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官及び審議官を置く。

二〇四（略）

5 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十七人とする。

第十条（略）

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

（大臣官房に置く課等）

第十一条 大臣官房に、次の七課及び一室並びに厚生管理官一人を置く。

総務課
人事課
会計課
企画調整課
政策評価広報課
市民活動促進課
公文書管理課
政府広報室

第十一条～第十三条 (略)

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 内閣府の所掌事務に係る国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関すること。

六 本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の取りまとめに関すること。

七 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

八・九 (略)

十 国会等の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

十一～十九 (略)

総務課
人事課
会計課
企画調整課
政策評価広報課
国際課
公文書管理課
政府広報室

第十二条～第十四条 (略)

(企画調整課の所掌事務)

第十五条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

五・六 (略)

七 国会等の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

八～十六 (略)

(政策評価広報課の所掌事務)

第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 内閣府の所掌事務に関して行う広報に関する事。

五 独立行政法人評価委員会の庶務(国立公文書館分科会、沖縄科学技術
研究基盤整備機構分科会、北方領土問題対策協会分科会及び国民生活セ
ンター分科会に係るものを除く。)に関する事。

(削る)

(市民活動促進課の所掌事務)

第十六条 市民活動促進課は、市民活動の促進に関する事務をつかさどる。

第十七条 第十九条 (略)

(政策評価広報課の所掌事務)

第十六条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 内閣府の所掌事務に関して行う広報に関する事(国際課の所掌に属
するものを除く。)

五 独立行政法人評価委員会の庶務(国立公文書館分科会、国民生活セン
ター分科会、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会及び北方領土問題対
策協会分科会に係るものを除く。)に関する事。

(国際課の所掌事務)

第十七条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣府の所掌事務に係る国際機関、国際会議及び外国の行政機関その
他の関係機関に関する事務の調整に関する事。

二 本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の取りまとめに関す
る事。

三 内閣府の所掌事務に関して行う海外に対する広報に関する事。

四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関する事。

(新設)

第十八条 第二十条 (略)

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。
- 3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十六人とする。

第三款 賞勲局

第二十一条〜第二十三条 (略)

第四款 男女共同参画局

第二十四条〜第二十七条 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(参事官)

第二十一条 本府に、参事官を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。
- 3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十七人とする。

第三款 賞勲局

第二十二条〜第二十四条 (略)

第四款 男女共同参画局

第二十五条〜第二十八条 (略)

第五款 国民生活局

(国民生活局に置く課)

第二十九条 国民生活局に、次の五課を置く。

総務課

企画課

市民活動促進課

消費者企画課

消費者安全課

(総務課の所掌事務)

第三十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

- 一 国民生活局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国民生活局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 三 国民生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- 四 国民生活審議会の庶務に関すること。
- 五 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。
- 六 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、国民生活局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画課の所掌事務)

第三十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 個人情報保護に関する基本方針の作成及び推進に関すること。

(市民活動促進課の所掌事務)

第三十二条 市民活動促進課は、市民活動の促進に関する事務をつかさどる。

(削る)

(消費者企画課の所掌事務)

第三十三条 消費者企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(消費者安全課の所掌に属するものを除く)。

(削る)

第五款 沖縄振興局

第二十八条～第三十条 (略)

第二章 審議会等

第三十一条～第三十三条 (略)

第三章 施設等機関

第三十四条～第三十六条 (略)

第四章 特別の機関

第三十七条～第三十九条 (略)

第五章 地方支分部局

第四十条～第四十二条 (略)

附則

二 消費者政策会議の庶務に関すること。

(消費者安全課の所掌事務)

第三十四条 消費者安全課は、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策で一般消費者の生命又は身体の安全に係るものの企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

第六款 沖縄振興局

第三十五条～第三十七条 (略)

第二章 審議会等

第三十八条～第四十条 (略)

第三章 施設等機関

第四十一条～第四十三条 (略)

第四章 特別の機関

第四十四条～第四十六条 (略)

第五章 地方支分部局

第四十七条～第四十九条 (略)

附則

第一条〜第三条 (略)

(沖縄振興局の所掌事務の特例)

第四条 沖縄振興局は、第六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令第三条に規定するものに関する施策に関する事務をつかさどる。

(大臣官房企画調整課の所掌事務の特例)

第五条 大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

2 大臣官房企画調整課は、第十四条各号及び前項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法がその効力を有する間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

(大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例)

第六条 大臣官房政策評価広報課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(沖縄振興局に置かれる参事官の職務の特例)

第七条 沖縄振興局に置かれる参事官は、第三十条各号に掲げる事務のほか、平成二十四年三月三十一日までの間、命を受けて、沖縄振興特別措置法

第一条〜第三条 (略)

(沖縄振興局の所掌事務の特例)

第四条 沖縄振興局は、第七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令第三条に規定するものに関する施策に関する事務をつかさどる。

(大臣官房企画調整課の所掌事務の特例)

第五条 大臣官房企画調整課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

2 大臣官房企画調整課は、第十五条各号及び前項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法がその効力を有する間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

(大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例)

第六条 大臣官房政策評価広報課は、第十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(沖縄振興局に置かれる参事官の職務の特例)

第七条 沖縄振興局に置かれる参事官は、第三十七条各号に掲げる事務のほか、平成二十四年三月三十一日までの間、命を受けて、沖縄振興特別措置

第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項の規定に基づく協議に関する事務を分掌する。

2 沖繩振興局に置かれる参事官は、第三十条各号及び前項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、附則第四条に規定する事務を分掌する。

第八条 (略)

法第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項の規定に基づく協議に関する事務を分掌する。

2 沖繩振興局に置かれる参事官は、第三十七条各号及び前項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、附則第四条に規定する事務を分掌する。

第八条 (略)

○ 内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター

（庶務）

第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国立公文書館分科会に係るものについては大臣官房公文書管理課において、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会に係るものについては沖縄振興局総務課において、北方

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター
沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会

（庶務）

第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国立公文書館分科会に係るものについては大臣官房公文書管理課において、国民生活センター分科会に係るものについては国民生活局総務課において、沖縄科学技術研究

領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において、国民生活センター分科会に係るものについては消費者庁消費者情報課において処理する。

基盤整備機構分科会に係るものについては沖縄振興局総務課において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において処理する。

改 正 案	現 行
<p>（情報流通行政局に置く課）</p> <p>第七十六條 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課を置く。</p> <p>総務課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 情報通信利用促進課 地域通信振興課 放送政策課 放送技術課 地上放送課 衛星・地域放送課</p> <p>2 郵政行政部に、次の四課を置く。</p> <p>企画課 郵便課 貯金保険課 信書便事業課</p> <p>（地上放送課の所掌事務）</p> <p>第八十四條 地上放送課は、次に掲げる事務（<u>衛星・地域放送課</u>の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 地上放送（国内において受信されることを目的として行われる放送（次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。）をいう。以</p>	<p>（情報流通行政局に置く課）</p> <p>第七十六條 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の十課を置く。</p> <p>総務課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 情報通信利用促進課 地域通信振興課 放送政策課 放送技術課 地上放送課 <u>衛星放送課</u> <u>地域放送課</u></p> <p>2 郵政行政部に、次の四課を置く。</p> <p>企画課 郵便課 貯金保険課 信書便事業課</p> <p>（地上放送課の所掌事務）</p> <p>第八十四條 地上放送課は、次に掲げる事務（<u>地域放送課</u>の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>一 地上放送（国内において受信されることを目的として行われる放送（次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。）をいう。以</p>

下同じ。)に係る無線局免許等関係事務に属すること(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

二 地上放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関する(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

三 放送業(地上放送に関するものに限る。)の発達、改善及び調整に関する(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

(衛星・地域放送課の所掌事務)

第八十五条 衛星・地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 衛星放送(人工衛星に開設する放送局(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第三号に規定する放送局をいう。))により行われる放送及び人工衛星に開設する無線局の無線設備を使用する電気通信役務利用放送をいう。次号及び第五号において同じ。)、国際放送、市区町村放送(主として一の市町村(特別区を含む。)の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。))及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関する(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

二 衛星放送、国際放送又は市区町村放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関する(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関する。

四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関する(情報流通振興課の所掌に属するものを除く。)

五 放送業(衛星放送、国際放送、市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。)の発達、改善及び調整に関する(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

下同じ。)に係る無線局免許等関係事務に属すること(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

二 地上放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関する(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

三 放送業(地上放送に関するものに限る。)の発達、改善及び調整に関する(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

(衛星放送課の所掌事務)

第八十五条 衛星放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 衛星放送(人工衛星に開設する放送局(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第三号に規定する放送局をいう。))により行われる放送及び人工衛星に開設する無線局の無線設備を使用する電気通信役務利用放送をいう。次号及び第四号において同じ。))及び国際放送に係る無線局免許等関係事務に関する(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

二 衛星放送又は国際放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関する(放送技術課の所掌に属するものを除く。)

三 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関する(情報流通振興課の所掌に属するものを除く。)

四 放送業(衛星放送及び国際放送に関するものに限る。)の発達、改善及び調整に関する(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

第八十六条 削除

(地域放送課の所掌事務)

第八十六条 地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 市区町村放送（主として一の市町村（特別区を含む。）の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第四号において同じ。）及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 市区町村放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。
- 四 放送業（市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

改 正 案	現 行
<p>（医薬食品局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六 （略）</p> <p>十七 一、二十（略）</p> <p>二十三 第十五号から第二十一号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。</p> <p>2 食品安全部は、前項第十五号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（基準審査課の所掌事務）</p> <p>第五十七条 基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（医薬食品局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六 （略）</p> <p>十七 健康増進法（平成十四年法律第百三号）に規定する特別用途表示及び栄養表示基準に関すること。</p> <p>十八 一、二十三 （略）</p> <p>二十四 第十五号から第二十二号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。</p> <p>2 食品安全部は、前項第十五号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（基準審査課の所掌事務）</p> <p>第五十七条 基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 健康増進法に規定する特別用途表示及び栄養表示基準に関すること。</p> <p>四・五 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 消費・安全局 (第四十三条―第五十一条)</p> <p>第四目 生産局 (第五十二条―第六十三条)</p> <p>第五目 経営局 (第六十四条―第七十二条)</p> <p>第六目 農村振興局 (第七十三条―第八十四条)</p> <p>第三節 審議会等 (第八十五条)</p> <p>第四節 施設等機関 (第八十六条―第八十九条)</p> <p>第五節 地方支分部局 (第九十条―第九十三条)</p> <p>第二章 外局</p> <p>第一節 林野庁</p> <p>第一款 特別な職 (第九十四条)</p> <p>第二款 内部部局</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第二節 内部部局</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 消費・安全局 (第四十三条―第五十二条)</p> <p>第四目 生産局 (第五十三条―第六十四条)</p> <p>第五目 経営局 (第六十五条―第七十三条)</p> <p>第六目 農村振興局 (第七十四条―第八十五条)</p> <p>第三節 審議会等 (第八十六条)</p> <p>第四節 施設等機関 (第八十七条―第九十条)</p> <p>第五節 地方支分部局 (第九十一条―第九十四条)</p> <p>第二章 外局</p> <p>第一節 林野庁</p> <p>第一款 特別な職 (第九十五条)</p> <p>第二款 内部部局</p>

- 第一目 部の設置等（第九十五条―第九十八条）
- 第二目 課の設置等（第九十九条―第一百四十四条）
- 第三款 施設等機関（第一百五十五条・第一百六十六条）
- 第四款 地方支分部局（第一百七十七条―第一百九十九条）
- 第二節 水産庁
 - 第一款 特別な職（第二百二十条）
 - 第二款 内部部局
 - 第一目 部の設置等（第二百一十一条―第二百二十七条）
 - 第二目 課の設置等（第二百二十八条―第四百四十六条）
 - 第三款 地方支分部局（第四百四十七条）

附則

- 第一章 本省
 - 第二節 内部部局
 - 第一款 大臣官房及び局の設置等（総合食料局の所掌事務）
- 第四条 総合食料局は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一・二 （略）
 - 三 農林水産省の所掌事務に係る物資（農林水産業専用物品を除く。次条第二号、第四号及び第五号、第三十六条第一号、第四十五条第三号及び第四号並びに第四十六条第一号において同じ。）の流通の増進、

- 第一目 部の設置等（第九十六条―第九十九条）
- 第二目 課の設置等（第一百条―第一百五十五条）
- 第三款 施設等機関（第一百六十六条・第一百七十七条）
- 第四款 地方支分部局（第一百八十八条―第一百二十条）
- 第二節 水産庁
 - 第一款 特別な職（第二百一十一条）
 - 第二款 内部部局
 - 第一目 部の設置等（第二百二十二条―第二百二十八条）
 - 第二目 課の設置等（第二百二十九条―第四百四十七条）
 - 第三款 地方支分部局（第四百四十八条）

附則

- 第一章 本省
 - 第二節 内部部局
 - 第一款 大臣官房及び局の設置等（総合食料局の所掌事務）
- 第四条 総合食料局は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一・二 （略）
 - 三 農林水産省の所掌事務に係る物資（農林水産業専用物品を除く。次条第二号、第四号及び第五号、第三十六条第一号、第四十五条第三号及び第四号並びに第四十七条第一号において同じ。）の流通の増進、

改善及び調整に関する事務の総括に關すること。

四〇十六 (略)

2 (略)

(消費・安全局の所掌事務)

第五条 消費・安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 日本農林規格及び農林物資の品質に關する表示の基準に關すること

(農林物資の品質に關する表示の基準の策定に關することを除く。)

四〇十四 (略)

第三款 課の設置等

第三目 消費・安全局

(消費・安全局に置く課等)

第四十三條 消費・安全局に、次の七課及び消費者情報官一人を置く。

総務課

消費・安全政策課

〔削る。〕

表示・規格課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

改善及び調整に関する事務の総括に關すること。

四〇十六 (略)

2 (略)

(消費・安全局の所掌事務)

第五条 消費・安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 日本農林規格及び農林物資の品質に關する表示の基準に關すること

四〇十四 (略)

第三款 課の設置等

第三目 消費・安全局

(消費・安全局に置く課等)

第四十三條 消費・安全局に、次の八課及び消費者情報官一人を置く。

総務課

消費・安全政策課

国際基準課

表示・規格課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

植物防疫課
動物衛生課

(消費・安全政策課の所掌事務)

第四十五条 消費・安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 消費・安全局の所掌事務のうち国際的な基準に係るものの総括に関すること。

[削る。]

(表示・規格課の所掌事務)

第四十六条 表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る物資の表示に関する事務の総括に関すること。

二 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること

(農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。)

植物防疫課
動物衛生課

(消費・安全政策課の所掌事務)

第四十五条 消費・安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

[新設]

(国際基準課の所掌事務)

第四十六条 国際基準課は、消費・安全局の所掌事務のうち国際的な基準に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

(表示・規格課の所掌事務)

第四十七条 表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る物資の表示に関する事務の総括に関すること。

二 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

第四十七条～第五十一条 (略)

第四目 生産局

第五十二条～第六十三条 (略)

第五目 経営局

第六十四条～第七十二条 (略)

第六目 農村振興局

第七十三条～第八十四条 (略)

第三節 審議会等

第八十五条 (略)

第四節 施設等機関

第八十六条～第八十九条 (略)

第五節 地方支分部局

第九十条～第九十三条 (略)

第二章 外局

第四十八条～第五十二条 (略)

第四目 生産局

第五十三条～第六十四条 (略)

第五目 経営局

第六十五条～第七十三条 (略)

第六目 農村振興局

第七十四条～第八十五条 (略)

第三節 審議会等

第八十六条 (略)

第四節 施設等機関

第八十七条～第九十条 (略)

第五節 地方支分部局

第九十一条～第九十四条 (略)

第二章 外局

第一節 林野庁

第一款 特別な職

第九十四条 (略)

第二款 内部部局

第一目 部の設置等

第九十五条～第九十八条 (略)

第二目 課の設置等

第九十九条～第一百四十四条 (略)

第三款 施設等機関

第一百五十五条・第一百六条 (略)

第四款 地方支分部局

第一百七条～第十九条 (略)

第二節 水産庁

第一款 特別な職

第二百十条 (略)

第一節 林野庁

第一款 特別な職

第九十五条 (略)

第二款 内部部局

第一目 部の設置等

第九十六条～第九十九条 (略)

第二目 課の設置等

第一百条～第一百五十五条 (略)

第三款 施設等機関

第一百六条・第一百七条 (略)

第四款 地方支分部局

第一百八条～第二十条 (略)

第二節 水産庁

第一款 特別な職

第二十一条 (略)

第二款 内部部局

第一目 部の設置等

第二百一十一條～第二百二十七條 (略)

第二目 課の設置等

第二百二十八條～第四百六六條 (略)

第三款 地方支分部局

第四百四十七條 (略)

附則

(経営局協同組織課の所掌事務の特例)

第六條 経営局協同組織課は、第六十九條各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三條に規定する事務をつかさどる。

(農村振興局農村政策部中山間地域振興課の所掌事務の特例)

第七條 農村振興局農村政策部中山間地域振興課は、第七十六條各号に掲げる事務のほか、附則第四條の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

別表(第九十二條関係)

第二款 内部部局

第一目 部の設置等

第二百二十二條～第二百二十八條 (略)

第二目 課の設置等

第二百二十九條～第四百四十七條 (略)

第三款 地方支分部局

第四百四十八條 (略)

附則

(経営局協同組織課の所掌事務の特例)

第六條 経営局協同組織課は、第七十條各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三條に規定する事務をつかさどる。

(農村振興局農村政策部中山間地域振興課の所掌事務の特例)

第七條 農村振興局農村政策部中山間地域振興課は、第七十七條各号に掲げる事務のほか、附則第四條の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

別表(第九十三條関係)

(略)

(略)

○ 消費経済審議会令 (平成八年政令第百五十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(組織) 第一条 消費経済審議会 (以下「審議会」という。) は、委員 ^{二十} 人以内で組織する。 2・3 (略)	(組織) 第一条 消費経済審議会 (以下「審議会」という。) は、委員 ^{三十} 人以内で組織する。 2・3 (略)

改正案	現行
<p>（総括審議官、政策評価審議官、地域経済産業審議官、技術総括審議官、商務流通審議官及び審議官）</p> <p>第十二条 大臣官房に、総括審議官一人、政策評価審議官一人、地域経済産業審議官一人、技術総括審議官一人、商務流通審議官一人及び審議官十六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>257（略）</p> <p>（商務情報政策局に置く課）</p> <p>第八十条 商務情報政策局に、次の十二課を置く。</p> <p>情報政策課 情報経済課 情報処理振興課 情報通信機器課 サービス政策課 サービス産業課 文化情報関連産業課 商務課 取引信用課 流通政策課 消費経済政策課 （削る） 製品安全課</p> <p>（消費経済政策課の所掌事務）</p> <p>第九十二条 消費経済政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 商業の発達及び改善に関する基本に關することその他商一</p>	<p>（総括審議官、政策評価審議官、地域経済産業審議官、技術総括審議官、商務流通審議官及び審議官）</p> <p>第十二条 大臣官房に、総括審議官一人、政策評価審議官一人、地域経済産業審議官一人、技術総括審議官一人、商務流通審議官一人及び審議官十七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>257（略）</p> <p>（商務情報政策局に置く課）</p> <p>第八十条 商務情報政策局に、次の十三課を置く。</p> <p>情報政策課 情報経済課 情報処理振興課 情報通信機器課 サービス政策課 サービス産業課 文化情報関連産業課 商務課 取引信用課 流通政策課 消費経済政策課 消費経済対策課 製品安全課</p> <p>（消費経済政策課の所掌事務）</p> <p>第九十二条 消費経済政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 商業の発達及び改善に関する基本に關することその他商一</p>

般に関する事務のうち一般消費者に係る取引に関すること（取引信用課の所掌に属するものを除く。）。

二（略）

三 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること（製品安全課の所掌に属するものを除く。）。

四・五（略）

第九十三条 削除

般に関する事務のうち一般消費者に係る取引に関すること（取引信用課及び消費経済対策課の所掌に属するものを除く。）。

二（略）

三 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること（消費経済対策課及び製品安全課の所掌に属するものを除く。）。

四・五（略）

（消費経済対策課の所掌事務）

第九十三条 消費経済対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売及び特定継続的役務提供に係る取引の監督に関すること。

二 連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引の監督に関すること。

三 預託等取引契約の監督に関すること。

四 経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問合せに対して情報の提供その他の処理を行うこと。

改正案	現行
<p>食品衛生法（以下法という。）第五十七条の規定による国庫補助は、都道府県の支弁する費用のうち、厚生労働大臣及び内閣総理大臣（第三号及び第五号に掲げる費用については、厚生労働大臣）の定める基準により、次に掲げる費用の支出精算額に対してこれを行う。</p> <p>一 法第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>二 法第三十条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用については、俸給、その他の給与、旅費及び事務費</p> <p>三 （略）</p> <p>四 法第五十四条（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>食品衛生法（以下法という。）第五十七条の規定による国庫補助は、都道府県の支弁する費用のうち、厚生労働大臣の定める基準により、次に掲げる費用の支出精算額に対してこれを行う。</p> <p>一 法第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>二 法第三十条第一項（法第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用については、俸給、その他の給与、旅費及び事務費</p> <p>三 （略）</p> <p>四 法第五十四条（法第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>五・六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第六十九条第一項及び第二項の営業）</p> <p>第三十九条 法第六十九条第一項及び第二項の政令で定める営業は、第三十五条第一号、第二号、第十号、第十二号、第十四号及び第二十二号に掲げる営業とする。</p> <p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第四十条 法第七十条第三項の政令で定める権限は、法第十九条第一項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条の第二項及び第三項並びに第六十八条の規定による権限とする。</p> <p>第四十一条 （略）</p> <p>第四十二条 （略）</p>	<p>（法第六十九条第一項の営業）</p> <p>第三十九条 法第六十九条第一項の政令で定める営業は、第三十五条第一号、第二号、第十号、第十二号、第十四号及び第二十二号に掲げる営業とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第四十条 （略）</p> <p>第四十一条 （略）</p>

改 正 案

現 行

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十一条 法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第十九条の十二第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第二十一条の三の規定による権限とする。

（都道府県が処理する事務）

第十二条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号から第五号までに掲げる事務（第三号及び第四号に掲げる事務にあつては、法第十九条の十四の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。第九項において同じ。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

〔新設〕

（都道府県が処理する事務）

第十一条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に關するものは当該都道府県の知事が、第二号及び第四号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に關する表示の基準が定められている農林物資（以下この項において「表示基準設定農林物資」という。）の製造業者等に關するものは当該製造業者等の主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事が、第三号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で表示基準設定農林物資の製造業者等に關するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第二号から第四号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、法第十九条の十四の規定の施行に關し必要と認められる場合に限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条において「特定製造業者等」という。）に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

二 法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第四項の規定による命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも特定製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

三 法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 法第二十条第三項の規定による製造業者等に関する立入検査に関する事務 当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

五 法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査（いずれも法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十九条の十四第三項及び第五項並びに第二十条第六項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

一 法第十九条の十四第一項及び第二項に規定する指示並びに当該指示に係る法第十九条の十四の二に規定する公表に関する農林水産大臣の権限に属する事務

二 法第二十条第二項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限に属する事務

三 法第二十条第二項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務

四 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限に属する事務（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る。）

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務（特定製造業者等に関するものを除く。）を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、特定製造業者等について法第二十条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査を行つた結果、当該特定製造業者等が法第十九条の十三の二の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第十九条の十四第一項若しくは第二項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとつていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第二十一条の二第二項の規定による調査を行つた場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第五号に掲げる事務のうち法第二十一条の二第二項の規定による調査を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務を行つた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第二号又は第三号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で製造業者等に関するもの（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等に関するものを除く。）を行つた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 農林水産大臣は、法第二十一条第二項に規定する調査を行つた場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第四号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務のうち法第二十一条第二項に規定する調査を行つた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林

び農林水産大臣に報告しなければならない。

9 第一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

水産大臣に報告しなければならない。

改 正 案

現 行

（情報通信の技術を利用する方法）

（情報通信の技術を利用する方法）

第四条の二 宅地建物取引業者は、法第四十一条第五項の規定により同項に規定する国土交通省令・内閣府令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるもの（次項及び次条において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

第四条の二 宅地建物取引業者は、法第四十一条第五項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項及び次条において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

2 (略)

2 (略)

第四条の三 宅地建物取引業者は、法第四十一条の二第六項の規定により同項に規定する国土交通省令・内閣府令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第四条の三 宅地建物取引業者は、法第四十一条の二第六項の規定により同項に規定する国土交通省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該買主に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

2 (新設)

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十条 法第七十八条の二第二項の政令で定める権限は、法第七十一条の二及び第七十五条の三に規定する内閣総理大臣の権限とする。

改 正 案

現 行

（情報通信の技術を利用する方法）

（情報通信の技術を利用する方法）

第一条 旅行者等は、旅行業法（以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第一条 旅行者等は、旅行業法（以下「法」という。）第十二条の四第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

2 (略)

（都道府県が処理する事務）

（都道府県が処理する事務）

第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二条の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二条の二十三第一項、第二十三条、第二十三条の二第二項並びに第二十六条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二条の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二条の二十三第一項、第二十三条、第二十三条の二第二項並びに第二十六条第一項及び第二項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2 〵 4 (略)

2 〵 4 (略)

改正案	現行
<p>（割賦販売に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条の二 割賦販売業者は、法第四条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、<u>経済産業省令・内閣府令</u>で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、法第四条の二第二項に規定する事項を電磁的方法（同項の<u>経済産業省令・内閣府令</u>で定める方法を除く。）により提供する割賦販売業者は、<u>経済産業省令・内閣府令</u>で定めるところにより、当該事項が当該購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。</p> <p>（省令への委任）</p> <p>第十三条 この政令で定めるもののほか、法第二十一条（法第三十五条の三及び第三十五条の三の三において準用する場合を含む。）の規定による権利の実行に関し必要な事項は、<u>法務省令</u>・<u>経済産業省令</u>で定める。</p> <p>（消費経済審議会及び消費者委員会への諮問）</p>	<p>（割賦販売に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条の二 割賦販売業者は、法第四条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、法第四条の二第二項に規定する事項を電磁的方法（同項の<u>経済産業省令</u>で定める方法を除く。）により提供する割賦販売業者は、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、当該事項が当該購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。</p> <p>（省令への委任）</p> <p>第十三条 この政令で定めるもののほか、法第二十一条（法第三十五条の三及び第三十五条の三の三において準用する場合を含む。）の規定による権利の実行に関し必要な事項は、<u>法務省令</u>・<u>経済産業省令</u>で定める。</p>

第十三条の十 法第三十六条第二項の規定による諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費経済審議会及び消費者委員会に対してするものとする。

一 経済産業大臣 消費経済審議会

二 内閣総理大臣 消費者委員会

三 法第四十六条第五号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費経済審議会

(報告の徴収)

第十四条 (略)

2 (略)

3 法第四十条第二項の規定により内閣総理大臣が許可割賦販売業者から報告をさせることができる事項は、前払式割賦販売に係る業務の運営に關する事項とする。

4 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が登録割賦購入あつせん業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

5 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が法第三十五条の三の二の許可を受けた者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

6 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が指定受託機関から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

(新設)

(報告の徴収)

第十四条 (略)

2 (略)

(新設)

3 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が登録割賦購入あつせん業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

4 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が法第三十五条の三の二の許可を受けた者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

5 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が指定受託機関から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

7 法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が法第三十五条の三の二

の許可を受けた者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一 商品又は指定役務の前払式特定取引の方法による取引額

二 前払式特定取引に係る商品の代金又は指定役務の対価の支払の期間
その他前払式特定取引契約に関する事項

三 前払式特定取引に係る商品の代金債権又は指定役務の対価に係る債権の回収の状況

四 前払式特定取引の業務の運営に関する事項

(都道府県が処理する事務)

第十五条 法第四十条第一項及び第三項並びに第四十一条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の二の許可を受けた者でその営業所及び代理店が一の都道府県内のみにあるものに係るものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

(権限の委任)

第十六条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げるものは、割賦販売業者、法第三十五条の三の二の許可を受けた者又は登録割賦購入あつせん業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一〜四 (略)

(新設)

(都道府県が処理する事務)

第十五条 法第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の二の許可を受けた者でその営業所及び代理店が一の都道府県内のみにあるものに係るものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

(権限の委任)

第十六条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げるものは、割賦販売業者、法第三十五条の三の二の許可を受けた者又は登録割賦購入あつせん業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一〜四 (略)

五| 法第四十条第三項の規定に基づく権限（前条第一項に規定する法第三十五条の三の二の許可を受けた者に係るものを除く。）
六・七（略）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十七条 法第四十八条第二項の政令で定める権限は、法第二十条の二第三項及び第四項並びに第二十三条第二項及び第四項（これらの規定を法第三十五条の三の三において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項並びに第四十一条の二の規定による権限とする。

五| 法第四十条第三項の規定に基づく権限（前条第一項に規定する法第三十五条の三の二の許可を受けた者に係るものを除く。）
六・七（略）

（新設）

<p>（報告の徴収）</p> <p>第二条 法第十九条第一項の規定により内閣総理大臣又は経済産業大臣が報告を徴することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 製造業者については、前号に掲げる事項のほか、その製造し又は加工した家庭用品のうち表示事項を表示したものの品目別の割合</p> <p>三 販売業者（卸売業者に限る。）については、第一号に掲げる事項のほか、その販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合</p> <p>2 法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣が報告を徴することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 表示事項を表示した家庭用品の品目別の数量及びその表示の状況</p> <p>二 前号に掲げる事項のほか、当該販売業者（卸売業者を除く。）の販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合</p> <p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第三条第一項及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条（法第二条第一項又は第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）並びに第二十一条の規定による権限とする。</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第四条 法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）に属する事務のうち、法第四</p>	<p>（報告の徴収）</p> <p>第二条 法第十九条第一項の規定により経済産業大臣が報告を徴することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 製造業者については、前号のほか、その製造し又は加工した家庭用品のうち表示事項を表示したものの品目別の割合</p> <p>三 販売業者については、第一号のほか、その販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合</p> <p>（新設）</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第三条 法第四条第一項の規定に基づく指示、同条第二項の規定に基づく公表、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づ</p>
---	--

条第一項の規定に基づく指示、同条第三項の規定に基づく公表、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務であつて、販売業者（卸売業者を除く。）でその主たる事務所及び店舗が一の都道府県内のみにあるものに関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、法第四条第三項の規定に基づく公表及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務にあつては、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2 長官権限に属する事務のうち、法第十九条第二項の規定に基づく立入検査に関する事務であつて、販売業者（卸売業者を除く。）に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により法第四条第三項の規定に基づく公表に関する事務を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ消費者庁長官に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により法第四条第一項の規定に基づく指示又は法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収若しくは立入検査に関する事務を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

5 第一項本文及び第二項本文の場合においては、法中第一項本文及び第二項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

く調査及び法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収に関する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、卸売業者以外の販売業者でその主たる事務所及び店舗が一の都道府県内のみにあるものに関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、法第四条第二項の規定に基づく公表及び法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収に関する経済産業大臣の権限に属する事務にあつては、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 法第十九条第一項の規定に基づく立入検査に関する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、卸売業者以外の販売業者に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により法第四条第二項の規定に基づく公表に関する経済産業大臣の権限に属する事務を行おうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により法第四条第一項の規定に基づく指示又は法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収若しくは立入検査に関する経済産業大臣の権限に属する事務を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

5 第一項本文及び第二項本文の場合においては、法中第一項本文及び第二項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

(削る)

第四条 法第四条第一項の規定に基づく指示、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査及び法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収に関する経済産業大臣の権限であつて、製造業者、販売業者（前条第一項に規定する者を除く。）又は表示業者でその主たる事務所並びに工場、事業場及び店舗が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものに関するものは、当該経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2| 法第十九条第一項の規定に基づく立入検査に関する経済産業大臣の権限であつて、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）又は表示業者に関するものは、その工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

改正案	現行
<p>（重大製品事故の要件）</p> <p>第五条 法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。</p> <p>一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める身体の障害が存するもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（規格又は基準を定めることができる他の法律）</p> <p>第六条 法第三条第一項の政令で定める他の法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律）</p> <p>第十条 法第三十五条第四項の政令で定める他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）とする。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第十二条（略）</p>	<p>（重大製品事故の要件）</p> <p>第五条 法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。</p> <p>一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害が存するもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（規格又は基準を定めることができる他の法律）</p> <p>第六条 法第三条の政令で定める他の法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律）</p> <p>第十条 法第三十五条第三項の政令で定める他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）とする。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第十二条（略）</p>

2
5
(略)

6 法第四十条第三項の規定により内閣総理大臣が消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

(主務大臣及び主務省令)

第十三条 法第五十四条第一項第三号に定める事項(法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第一項第四号に定める事項(法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。))についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

2
(略)

3 法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項、法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項についての主務大臣は、当該情報の収集、通知の受領、協議、調査、要請及び命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

2
5
(略)

(新設)

(主務大臣及び主務省令)

第十三条 法第五十四条第一項第三号に定める事項(法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令及び法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項を除く。))及び法第五十四条第一項第四号に定める事項(法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。))についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

2
(略)

3 法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項、法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令及び法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項についての主務大臣は、当該情報の収集、報告、公表及び命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

4・5 (略)

6 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（削る）

（削る）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十五条 法第五十六条第一項の政令で定める権限は、法第四十一条第六項の規定による要請をする権限とする。

（主務大臣が指示をすることができる事務）

第十六条 法第五十七条の政令で定める事務は、第十四条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（特定保守製品取引事業者に関するものを除く。）とする。

（権限の委任）

第十七条 (略)

（消費生活用製品から除かれる製品）

第十八条 (略)

4・5 (略)

6 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令及び法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

7 法第三十五条の規定による報告に関する事項についての主務省令は、第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

8 第五条第一号ロの主務省令は、第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（新設）

（主務大臣が指示をすることができる事務）

第十五条 法第五十七条の政令で定める事務は、前条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（特定保守製品取引事業者に関するものを除く。）とする。

（権限の委任）

第十六条 (略)

（消費生活用製品から除かれる製品）

第十七条 (略)

別表第四 (第十八条關係)
(略)

別表第四 (第十七条關係)
(略)

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第七条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをした者に対し、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内容を示し、書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）</p> <p>第十六条の二 法第六十四条の規定による諮問は、次の各号（同条第二項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。）に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。</p> <p>一 内閣総理大臣 消費者委員会</p> <p>二 経済産業大臣 消費経済審議会</p> <p>三 法第六十七条第一項第六号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣</p> <p>消費者委員会及び消費経済審議会</p> <p>（販売業者等に対する報告の徴収等）</p> <p>第十七条 (略)</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第七条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをした者に対し、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内容を示し、書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>（販売業者等に対する報告の徴収等）</p> <p>第十七条 (略)</p>

2 法第六十六条第六項において準用する同条第一項の規定により主務大臣が通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができ得る事項は、当該通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者がそれぞれ販売業者若しくは役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者から委託を受けて行う電子メール広告に関する事項とする。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十七条の三 法第六十七条第二項の政令で定める権限は、法第六十一条第一項、第六十三条及び第六十四条の規定による権限とする。

(都道府県が処理する事務)

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む。)
及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提

2 法第六十六条第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定により経済産業大臣が通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができ得る事項は、当該通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者がそれぞれ販売業者若しくは役務提供事業者、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者から委託を受けて行う電子メール広告に関する事項とする。

(新設)

(都道府県が処理する事務)

第十八条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二及び第六十六条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、

供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第十二条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む。)及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告(通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

3 (略)

4 訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務(連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メ

連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第十二条の二及び第六十六条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

3 (略)

4 訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らそ

ール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

5 通信販売に係る取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告(通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む。)若しくは第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならぬ。

8 (略)

(権限の委任)

第十九条 法第六十七条第二項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第六条の二、第七条、第八条、第三十四条の二、第三十

の事務を行うことを妨げない。

5 通信販売に係る取引に関する法第六十条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により法第六条の二、第七条、第八条、第十二条の二、第十四条、第十五条、第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限に属する事務を行った都道府県知事は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならぬ。

8 (略)

(新設)

六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に関するもの 当該販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者がその業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）を行う区域を管轄する経済産業局長

二 法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を管轄する経済産業局長

三 法第二十一条の二、第二十二条、第二十三条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの 当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する経済産業局長

改正案	現行
<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章（第十二条の第三項、第二十四条の六の三第二項及び第三項（これらの規定を法第二十四条の六の四第三項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六の十一第四項を除く。）の規定による権限は、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 15 （略）</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十二条の三第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 15 （略）</p>

○特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（報告の徴収）

（報告の徴収）

第四条 法第十条第一項の規定により内閣総理大臣が預託等取引業者又は勧誘者に対し報告をさせることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

第四条 法第十条第一項の規定により主務大臣が預託等取引業者又は勧誘者に対し報告をさせることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

（略）

（略）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第五条 法第十三条の二の政令で定める権限は、法第十一条の二及び第十三

（新設）

条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものに限る。）とする。

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第六条 法第九十九条第二項の政令で定める権限は、法第三条第一項及び第四項、第三条の二第三項並びに第九十八条の二に規定する内閣総理大臣の権限とする。</p>	<p>（新設）</p>

○ 消費者契約法第十二条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第一百七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

消費者契約法施行令

消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令

〔法第十三条第五項第一号の政令で定める法律〕

〔消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律〕

第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
（略）

第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
（略）

〔法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律〕

〔消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律〕

第二条 法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）とする。

第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

（新設）

第三条 法第四十八条の二の政令で定める権限は、法第十三条第一項、第七條第二項、第十九条第三項、第二十条第三項、第三十四条第一項及び第三項並びに第二十五条第一項及び第四項から第七項までの規定による権限とする。

改 正 案

現 行

（登録試験機関の登録更新手数料の額）

第六条 法第二十六条の五第二項において準用する法第二十六条の二の政令で定める手数料の額は、十五万九千円とする。

（新設）

（栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合）

第七条 法第三十一条の二ただし書の政令で定める場合は、栄養表示食品であつてその容器包装及びこれに添付する文書に栄養表示がされていないものを輸入する場合とする。

（栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合）

第六条 法第三十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する栄養表示食品であつてその容器包装及びこれに添付する文書に同項に規定する栄養表示がされていないものを輸入する場合とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第八条 法第三十五条第三項の政令で定める権限は、法第二十六条第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条の二第二項並びに第三十三条の規定による権限とする。

（新設）

（地方厚生局長への権限の委任）

第九条 法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第三十二条の三第一項及び第二項の規定による権限 法第三十二条の二第一項の規定に違反して表示をした者の主たる事務所の所在地

（新設）

（当該表示をした者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を

管轄する地方厚生局長

二 法第三十二条の三第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限 法第三十二条の三第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長

○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（略）</p> <p>第十九条中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。</p> <p>法第六十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第六条の二、第七条、第八条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で訪問販売に係る取引に関するもの。当該販売業者又は役務提供事業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長</p> <p>二 法第十二条の二、第十四条、第十五条、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で通信販売に係る取引に関するもの。当該販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を管轄する財務局長又は財務支局長</p> <p>三 法第二十一条の二、第二十二條、第二十三條、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で電話勧誘販売に係る取引に関するもの。当該販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を管轄する財務局長又は財務支局長</p> <p>第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。</p>	<p>（略）</p> <p>本則に次の一条を加える。</p> <p>（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）</p> <p>第十九条 法第六十七条第二項の政令で定める権限は、法第六十条第一項の規定による消費経済審議会への諮問とする。</p>

第十七条の三の見出し中「消費者庁長官」を「金融庁長官等」に改め、同条中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十七条第二項の政令で定める権限は、第六十一条第一項、法第六十三条及び第六十四条第一項の規定による権限とする。

第十七条の三を第十八条とする。

(略)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

第三条 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第四条第十一項及び第十二項の規定による諮問は、次の各号(同項の規定による諮問にあつては、第三号を除く。)(一)に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一 内閣総理大臣 消費者委員会

二 経済産業大臣 消費経済審議会

三 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)第十七条の規定による改正後の特定商取引に関する法律第六十七条第

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(新設)

一項第六号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣、消費者委員会及び消費経済審議会

○割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行（借入金及び割賦法）
<p>割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十七条中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、「含む。」の下に「、第三十条の五の三第二項及び第三項、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十五条の三の二十一第二項及び第三項、第三十五条の三の三十二第三項及び第四項」を加え、同条を第三十五条とする。</p> <p>第十六条中「法第三十五条の三の二の許可を受けた者又は登録割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取扱業者又は指定信用情報機関を利用する者」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、第一号から第三号まで、第五号及び第七号から第十一号までに掲げる権限は」を加え、同条第二号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第七号中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者及び登録個別信用購入あつせん業者」に改め、同条第十一号とし、同条第六号中「第四十一条第二項」の下に「及び第三項から第六項まで」を加え、「（前条第一項に規定する許可割賦販売業者及び法第三十五条の三の二の許可を受けた者に係るものを除く。）」を削り、同条第十号とし、同条第五号中「第四十条第三項」の下に「、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項」を加え、「（前条第一項に規定する法第三十</p>	<p>割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十六条中「法第三十五条の三の二の許可を受けた者又は登録割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取扱業者又は指定信用情報機関を利用する者」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、第一号から第三号まで、第五号及び第七号から第十一号までに掲げる権限は」を加え、同条第二号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第七号中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者及び登録個別信用購入あつせん業者」に改め、同条第十一号とし、同条第六号中「第四十一条第一項」の下に「から第五項まで」を加え、「（前条第一項に規定する許可割賦販売業者及び法第三十五条の三の二の許可を受けた者に係るものを除く。）」を削り、同条第十号とし、同条第五号中「第四十条第二項」の下に「から第六項まで及び第八項」を加え、「（前条第一項に規定する法第三十五条の三の二の許可を受けた者</p>

五条の三の二の許可を受けた者に係るものを除く。」を削り、同号を同条第九号とし、同条第四号中「及び前条第一項に規定する許可割賦販売業者に係るもの」を削り、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第三十四条第一項、第三十四条第二項において準用する法第二十条第二項、第三十四条の二（法第三十四条の三第二項において準用する場合を含む。）」を、「第三十三条の四」に、「並びに第三十五条の三において準用する法第二十四条及び第二十六条第一項」を、「第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第三項並びに第三十五条の三において準用する法第二十六条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 法第三十五条の三の二十一第一項、第三十五条の三の三十一、第三十五条の三の三十二第一項、第二項及び第五項並びに第三十五条の三の三十五において準用する法第二十四条の規定に基づく権限
六・七 (略)

第十六条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第三十条の五の三第一項、第三十三条の五、第三十四条第一項、第三十四条第二項において準用する法第二十条第二項、第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十五条の三において準用する法第二十四条の規定に基づく権限

第十六条を第三十四条とする。

(略)

第十五条第三項中「第一項本文」の下に「第二項本文及び第三項本文」を加え、「同項本文」を「第一項本文、第二項本文及び第三項本文」に

に係るものを除く。」を削り、同号を同条第九号とし、同条第四号中「及び前条第一項に規定する許可割賦販売業者に係るもの」を削り、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第三十四条第一項、第三十四条第二項において準用する法第二十条第二項、第三十四条の二（法第三十四条の三第二項において準用する場合を含む。）」を、「第三十三条の四」に、「並びに第三十五条の三において準用する法第二十四条及び第二十六条第一項」を、「第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第三項並びに第三十五条の三において準用する法第二十六条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 法第三十五条の三の二十一、第三十五条の三の三十一、第三十五条の三の三十二及び第三十五条の三の三十五において準用する法第二十四条の規定に基づく権限
六・七 (略)

第十六条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第三十条の五の三、第三十三条の五、第三十四条第一項、第三十四条第二項において準用する法第二十条第二項、第三十四条の二及び第三十五条の三において準用する法第二十四条の規定に基づく権限

第十六条を第三十三条とする。

(略)

第十五条第三項中「第一項本文」の下に「第二項本文及び第三項本文」を加え、「同項本文」を「第一項本文、第二項本文及び第三項本文」に

改め、「経済産業大臣に関する規定」の下に「(法第三十五条の三の二十一第二項及び第三項並びに第三十五条の三の三十二第三項及び第四項の規定を除く。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「及び第三項」を「及び第五項」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、当該個別信用購入あつせん業者に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十五条の三の五第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は締結の勧誘を行う場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり個別信用購入あつせんに係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあり、経済産業大臣がその事態に適切かつ効率的に対処するため特に必要があるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一 法第三十五条の三の二十一第一項の規定による命令(法第三十五条の三の五第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。次号において同じ。)に関する事務

二 法第三十五条の三の三十二第二項(同項第一号に係る部分に限る。次項第二号において同じ。)の規定による命令(当該個別信用購入あ

改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、当該個別信用購入あつせん業者に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十五条の三の五第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は締結の勧誘を行う場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり個別信用購入あつせんに係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあり、経済産業大臣がその事態に適切かつ効率的に対処するため特に必要があるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一 法第三十五条の三の二十一の規定による命令(法第三十五条の三の五第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。次号において同じ。)に関する事務

二 法第三十五条の三の三十二第二項(同項第一号に係る部分に限る。次項第二号において同じ。)の規定による命令(当該個別信用購入あ

つせん業者が前号の規定により当該都道府県知事が行う法第三十五条の三の二十一第一項の規定による命令に違反している場合におけるものに限る。)に関する事務

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第三項及び第九項並びに第四十一条第一項及び第五項に規定する事務

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、当該個別信用購入あつせん業者に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役員提供事業者が法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役員提供契約の申込み又は締結の勧誘を行うに際し、当該勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり個別信用購入あつせんに係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあり、経済産業大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一 法第三十五条の三の二十一第一項の規定による命令(法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。次号において同じ。)に関する事務

二 法第三十五条の三の三十二第二項の規定による命令(当該個別信用購入あつせん業者が前号の規定により当該都道府県知事が行う法第三十五条の三の二十一第一項の規定による命令に違反している場合におけるものに限る。)に関する事務

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第三項及び第九項並びに第四

つせん業者が前号の規定により当該都道府県知事が行う法第三十五条の三の二十一の規定による命令に違反している場合におけるものに限る。)に関する事務

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第二項及び第六項並びに第四十一条第一項及び第四項に規定する事務

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、当該個別信用購入あつせん業者に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役員提供事業者が法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役員提供契約の申込み又は締結の勧誘を行うに際し、当該勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり個別信用購入あつせんに係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあり、経済産業大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一 法第三十五条の三の二十一の規定による命令(法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。次号において同じ。)に関する事務

二 法第三十五条の三の三十二第二項の規定による命令(当該個別信用購入あつせん業者が前号の規定により当該都道府県知事が行う法第三十五条の三の二十一の規定による命令に違反している場合におけるものに限る。)に関する事務

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第二項及び第六項並びに第四

十一條第一項及び第五項に規定する事務

第十五條を第三十三條とする。

第十四條の見出しを「(割賦販売を業とする者等に対する報告の徴収等)」に改め、同條第四項中「登録割賦購入あつせん業者から報告をさせる」を「包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずる」に改め、同項第四号中「事項」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「事項」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号中「法第二條第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「証券等」を「カード等」に改め、「状況」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加え、「法第二條第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、「状況」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 法第三十條の五の二に規定する措置の実施状況
- 二 特定信用情報の取扱い及び加入指定信用情報機関の商号又は名称の公表に関する事項
- 三 法第三十三條の二第一項第十号に規定する体制の整備の状況(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

十一條第一項及び第四項に規定する事務

第十五條を第三十二條とする。

第十四條の見出しを「(割賦販売を業とする者等に対する報告の徴収等)」に改め、同條第三項中「登録割賦購入あつせん業者から報告をさせる」を「包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずる」に改め、同項第四号中「事項」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「事項」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号中「法第二條第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「証券等」を「カード等」に改め、「状況」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加え、「法第二條第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、「状況」の下に「(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 法第三十條の五の二に規定する措置の実施状況
- 二 特定信用情報の取扱い及び加入指定信用情報機関の商号又は名称の公表に関する事項
- 三 法第三十三條の二第一項第十号に規定する体制の整備の状況(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

第十四条第七項中「第四十条第四項」を「第四十条第六項」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四十条第三項」を「第四十条第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第四十条第三項」を「第四十条第五項」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 法第四十条第三項の規定により経済産業大臣が個別信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができ
る事項は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者と締結した個別信用購入あつせんに係
る契約の内容及びその締結の状況

二 法第三十五条の三の五第一項の規定による調査に関する事項

三 当該個別信用購入あつせん業者が行う個別信用購入あつせん関係受
領契約の申込み又は当該個別信用購入あつせん業者が受ける個別信用
購入あつせん関係受領契約の申込みに係る承諾に関する事項

四 法第三十五条の三の十第四項又は第三十五条の三の十一第六項の規
定による通知に関する事項

五 法第三十五条の三の二十に規定する措置の実施状況

六 特定信用情報の取扱い及び加入指定信用情報機関の商号又は名称の
公表に関する事項

七 法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する体制の整備の状
況（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

八 資産及び負債に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係る
ものに限る。）

九 兼営事業に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係るもの
に限る。）

第十四条第五項中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同
項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十条第二項」を「第四十条第三
項」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、
同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第四十条第二項の規定により経済産業大臣が個別信用購入あつせん
業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができ
る事項は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者と締結した個別信用購入あつせんに係
る契約の内容及びその締結の状況

二 法第三十五条の三の五の規定による調査に関する事項

三 当該個別信用購入あつせん業者が行う個別信用購入あつせん関係受
領契約の申込み又は当該個別信用購入あつせん業者が受ける個別信用
購入あつせん関係受領契約の申込みに係る承諾に関する事項

四 法第三十五条の三の十第四項又は第三十五条の三の十一第六項の規
定による通知に関する事項

五 法第三十五条の三の二十に規定する措置の実施状況

六 特定信用情報の取扱い及び加入指定信用情報機関の商号又は名称の
公表に関する事項

七 法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する体制の整備の状
況（登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

八 資産及び負債に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係る
ものに限る。）

九 兼営事業に関する事項（登録個別信用購入あつせん業者に係るもの
に限る。）

6 法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が包括信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、法第三十条の五の二に規定する措置の実施状況とする。

7 法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が個別信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 販売業者又は役務提供事業者と締結した個別信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況
- 二 法第三十五条の三の五第一項の規定による調査に関する事項
- 三 当該個別信用購入あつせん業者が行う個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は当該個別信用購入あつせん業者が受ける個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みに係る承諾に関する事項
- 四 法第三十五条の三の二十に規定する措置の実施状況

第十四条に次の二項を加える。

11 法第四十条第七項の規定により経済産業大臣がクレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取扱次業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十五条の十六第一項又は第二項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況
 - 二 法第三十五条の十六第四項に規定する指導その他の措置の実施状況
- 12 法第四十条第八項の規定により経済産業大臣が包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者から報告をさせることができる事項は、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関する事項とする。

第十四条に次の二項を加える。

7 法第四十条第四項の規定により経済産業大臣がクレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取扱次業者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十五条の十六第一項又は第二項に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置の実施状況
 - 二 法第三十五条の十六第四項に規定する指導その他の措置の実施状況
- 8 法第四十条第五項の規定により経済産業大臣が包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者から報告をさせることができる事項は、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関する事項とする。

第十四条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(密接関係者に対する報告の徴収等)

第三十二条 法第四十条第九項の規定により経済産業大臣が報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

2 法第四十条第九項の政令で定める者は、個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役員提供事業者とする。

第十三条の十を第三十条とする。

第十三条の八の見出し中「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条中「第一条の二第二項及び第二項」を「第二項」に、「割賦購入あつせん業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に、同条第三項の規定は割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者」を「包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役員提供事業者」に、「同条第一項及び第二項中「法第四条の二第二項」とあるのは」を「同条中「法第四条の二」とあるのは」に、「準用する法第四条の二第二項」を「準用する法第四条の二」に改め、「同条第三項中「法第四条の二第二項」とあるのは」法第三十条の六において準用する法第四条の二第二項」とを削り、同条を第二十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

第二十四条 (略)

(個別信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法

第十四条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(密接関係者に対する報告の徴収等)

第三十一条 法第四十条第六項の規定により経済産業大臣が報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる事項は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

2 法第四十条第六項の政令で定める者は、個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役員提供事業者とする。

(新設)

第十三条の八の見出し中「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条中「第一条の二第二項及び第二項」を「第二項」に、「割賦購入あつせん業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に、同条第三項の規定は割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者」を「包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役員提供事業者」に、「同条第一項及び第二項中「法第四条の二第二項」とあるのは」を「同条中「法第四条の二」とあるのは」に、「準用する法第四条の二第二項」を「準用する法第四条の二」に改め、「同条第三項中「法第四条の二第二項」とあるのは」法第三十条の六において準用する法第四条の二第二項」とを削り、同条を第二十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

第二十四条 (略)

(個別信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法

第二十五条 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十二第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該購入者又は役務の提供を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、法第三十五条の三の二十二第二項に規定する事項を電磁的方法（同項の経済産業省令・内閣府令で定める方法を除く。）により提供する個別信用購入あつせん業者は個別信用購入あつせん業者は、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該事項が当該購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（次条及び附則第三条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、同条の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

第二十五条 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十二第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、法第三十五条の三の二十二第二項に規定する事項を電磁的方法（同項の経済産業省令で定める方法を除く。）により提供する個別信用購入あつせん業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該事項が当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第二条 改正法の施行の際既に改正法第三条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条及び次条において「新法」という。)第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を新法第三十条の六において準用する新法第四条の二に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)
()により提供することにつき同条の規定の例により利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者から得ている承諾は、同条の規定により新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにつき利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から得た承諾とみなす。

(新法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のための消費経済審議会及び消費者委員会への諮問)

第三条 改正法附則第五条第二十九項の規定による新法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のための諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費経済審議会及び消費者委員会に対してするものとする。

- 一 経済産業大臣 消費経済審議会
- 二 内閣総理大臣 消費者委員会
- 三 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)第十条の規定による改正後の割賦販売法第四十六条第五号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行

(特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第二条 改正法の施行の際既に改正法第三条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新法」という。)第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を新法第三十条の六において準用する新法第四条の二に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)
()により提供することにつき同条の規定の例により利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者から得ている承諾は、同条の規定により新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにつき利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から得た承諾とみなす。

(新設)

う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣 消費経済審議会

第四条 (略)

第五条 (略)

第六条 (略)

第七条 (略)

第三条 (略)

第四条 (略)

第五条 (略)

第六条 (略)

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 観光庁 気象庁 海上保安庁 環境省 防衛省</p>	<p>別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 警察庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 観光庁 気象庁 海上保安庁 環境省 防衛省</p>

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 消費者庁</p> <p>五 二五 (略)</p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 二四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）</p> <p>第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。</p> <p>一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人の職員にあつては、その属する特定独立行政法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費</p>	<p>（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）</p> <p>第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。</p> <p>一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人の職員にあつては、その属する特定独立行政法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該</p>

用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人以
外の特定独立行政法人が支出する給付金若しくは直接支
出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二 (略)

2 (略)

国の機関が所管する当該特定独立行政法人以外の特定独
立行政法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用
をもって作成される書籍等を含む。）

二 (略)

2 (略)

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 消費者庁</p> <p>六 総務省</p> <p>七 消防庁</p> <p>八 法務省</p> <p>九 公安調査庁</p> <p>十 外務省</p> <p>十一 財務省</p> <p>十二 国税庁</p> <p>十三 文部科学省</p> <p>十四 文化庁</p> <p>十五 厚生労働省</p> <p>十六 農林水産省</p> <p>十七 林野庁</p> <p>十八 水産庁</p> <p>十九 経済産業省</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 総務省</p> <p>六 消防庁</p> <p>七 法務省</p> <p>八 公安調査庁</p> <p>九 外務省</p> <p>十 財務省</p> <p>十一 国税庁</p> <p>十二 文部科学省</p> <p>十三 文化庁</p> <p>十四 厚生労働省</p> <p>十五 農林水産省</p> <p>十六 林野庁</p> <p>十七 水産庁</p> <p>十八 経済産業省</p>

二十 資源エネルギー庁

二十一 中小企業庁

二十二 原子力・安全保安院

二十三 国土交通省

二十四 国土地理院

二十五 観光庁

二十六 気象庁

二十七 海上保安庁

二十八 環境省

二十九 防衛省

十九 資源エネルギー庁

二十 中小企業庁

二十一 原子力・安全保安院

二十二 国土交通省

二十三 国土地理院

二十四 観光庁

二十五 気象庁

二十六 海上保安庁

二十七 環境省

二十八 防衛省

改 正 案

現 行

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第十五条 法第六六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

第十五条 法第六六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

一～四 （略）

五 内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長及び同法第六十三条第一項に規定する局長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六条第二項に規定する局長

五 内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長及び同条第六項に規定する官房の長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六条第二項に規定する局長

六～八 （略）

六～八 （略）

九 金融庁長官及び金融庁設置法第十九条第二項に規定する事務局長

九 金融庁長官、内閣府設置法第六十三条第一項に規定する局長及び金融庁設置法第十九条第二項に規定する事務局長

十 消費者庁長官

十一～十六 （略）

十一～十五 （略）

2 （略）

2 （略）

（局長等としての在職機関に属する役職員に類する者）

（局長等としての在職機関に属する役職員に類する者）

(略)	
(略)	<p>沖繩総合事務局 消費者庁 地方分権推進委員会に置かれる事務局</p>
(略)	
(略)	<p>沖繩総合事務局 地方分権推進委員会に置かれる事務局 官民人材交流センター 再就職等監視委員会に置かれる事務局</p>

○貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>第三条 貸金業法施行令の一部を次のように改正する。 （中略） 第六条第一項中「第十二条の三第十項、」を削る。</p>
<p>現行</p>	<p>第三条 貸金業法施行令の一部を次のように改正する。 （中略） 第六条第一項中「<u>法第十二条の三第十項の規定による指定の権限を除く。</u>」を削る。</p>